

平成 24 年 3 月 22 日

各保健福祉事務所長 様

薬務課長

「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」調査報告書の送付について（送付）

このことについて、平成 24 年 3 月 13 日付けで独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長から別添のとおり情報提供がありましたので、業務の参考とされますよう送付します。

今後とも、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害者の迅速な救済を図るため、本救済制度について貴管下の関係団体等に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当調査の報告書等は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載されております。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ  
<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

\* 情報提供済み関係団体

(社) 神奈川県医師会  
(社) 神奈川県歯科医師会  
(社) 神奈川県病院協会  
(社) 神奈川県精神科病院協会  
(社) 神奈川県薬剤師会  
(社) 神奈川県病院薬剤師会  
(社) 神奈川県医薬品登録販売者協会  
一般社団法人神奈川県登録販売者協会  
(社) 神奈川県医薬品配置協会  
神奈川県医薬品配置協同組合  
神奈川県医薬品卸業協会  
神奈川県歯科用品商協同組合  
神奈川県医療機器販売業協会  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会神奈川県支部

問い合わせ先

薬事指導グループ 新蔵

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直)





平成24年3月13日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 近藤 達也

「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」調査報告書  
の送付について

平素より独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務の運営につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構におきましては、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に係る救済業務並びに薬事法に基づく医薬品や医療機器等の審査関連業務及び安全対策業務を行っております。

特に医薬品副作用被害救済業務の運営に当たりましては、健康被害者の迅速な救済を図ることから、本救済制度に関して広く国民への周知に努めているほか、医療関係者等を対象とした広報活動を積極的に推進しているところであります。

つきましては、この度、「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査（一般国民、医療関係者）」を実施し、調査報告書を取り纏めましたので、参考までにご送付させて頂きました。

今後とも、貴管内の関係団体、関係機関等に本救済制度の周知して頂きたいご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(問い合わせ先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)

健康被害救済部 企画管理課

Tel : 03-3506-9460

Fax : 03-3506-9439



平成24年3月13日

## 「平成23年度医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」結果の概要 《一般国民》

### 1. 調査の目的

医薬品副作用被害救済制度の認知度の状況を把握するとともに、より効果的な広報のあり方を検討することを目的として、一般国民を対象とした医薬品副作用被害救済制度に係る認知度調査を実施した。

### 2. 調査概要

(1) 調査方法 インターネット調査

(2) 調査対象

一般国民(20歳以上の男女3,090サンプル(各年代(20代、30代、40代、50代、60代以上)ごとに、男女各309人)

この認知度調査は、平成21、22年度に続いて今回は3回目の調査である。昨年度の調査では、地域ごとの相違等を掌握するため、全国7ブロックごとに3,000サンプル、計21,000人を対象としたが、地域ごとの相違は認められなかったため、今年度は、約3,000人のサンプル数とし、各年代、男女各約300名とした。

(3) 調査時期

平成23年11月24日(木)～11月25日(金)

(4) 調査項目

- ①医療機関への受診経験
- ②医薬品副作用被害救済制度の認知率
- ③制度の理解度
- ④制度の関心度
- ⑤広告の接触媒体
- ⑥キャラクターの評価 など

### 3. 調査結果の概要

(1) 過去1年以内の医療機関の受診経験について(報告書:P13、14、15 参照)

医療機関の受診経験者は、84.7%であった。うち、「通院のみ」92.5% 「入院した」4.7%であった。受診した医療機関を規模別で見ると、「病院」26.0%、「診療所、クリニック、医院など」74.0%であった。(n=3,090)

(2)一般国民の認知率について

①一般国民の認知率(知っている+名前は聞いたことがある)について

(報告書:P19 参照)

医薬品副作用被害救済制度を「知っている」と回答した人は、5.0%であった。  
また、「名前は聞いたことがある」と回答した人は、18.9%であった。

平成23年度「医薬品副作用被害救済制度」(n=3,090)

「知っている」(5.0%) 「名前は聞いたことがある」(18.9%) 合計23.9%

(参考)

平成22年度「医薬品副作用被害救済制度」(n=21,000)

「知っている」(5.1%) 「名前は聞いたことがある」(13.8%) 合計18.9%

認知率(知っている+名前は聞いたことがある)は、昨年度を上回る。

②過去1年以内の医療機関の受診者、非受診者別の認知率について

(報告書:P19 参照)

受診者において、医薬品副作用被害救済制度を「知っている」と回答した人は、5.5%であり、「名前は聞いたことがある」と回答した人は、19.6%であった。

非受診者において医薬品副作用被害救済制度を「知っている」と回答した人は、1.9%であり、「名前は聞いたことがある」と回答した人は、14.8%であった。

ア 受診者 (n=2,618)

	平成23年度	平成22年度
「知っている」	5.5%	(5.8%)
「名前は聞いたことがある」	19.6%	(14.9%)
合計	25.2%	(20.7%)

イ 非受診者 (n=472)

	平成23年度	平成22年度
「知っている」	1.9%	(2.7%)
「名前は聞いたことがある」	14.8%	(10.0%)
合計	16.7%	(12.7%)

受診者の認知率が非受診者の認知率を上回っている。

(3) 制度の内容理解度(制度認知者ベース)(報告書:P21 参照)

	平成23年度(n=738)	平成22年度(n=3,985)
「公的な制度である」	62.5%	(68.1%)
「副作用による健康被害に ついて救済給付を行う」	53.4%	(61.0%)

昨年度に比べ、各内容の認知率(知っている)が下回っている。

(4) 制度の関心度(関心がある+やや関心がある)について(報告書:P32)

関心度(関心がある+やや関心がある)は、70.3%であった。

平成23年度(n=3,090) 70.3%      平成22年度(n=21,000) (60.1%)

関心度は昨年度より上回っている。

(5) 広告の接触媒体について(広告認知者ベース、複数回答)(報告書:P27)

広告に接触した媒体は、「薬局・薬店(ドラッグストア)」45.9%でトップ。以下、「病院・医院」44.5%、「新聞(全国紙5紙)」34.3%が続く。

	平成23年度(n=429)	平成22年度(n=4,638)
「薬局・薬店(ドラッグストア)」	45.9%	(46.9%)
「病院・医院」	44.5%	(50.6%)
「新聞(全国紙)」	34.3%	(27.5%)
「新聞(地方紙・ブロック紙)」	6.8%	—

昨年度に比べ、「病院・医院」がやや低くなっている。

平成22年度調査では、「新聞」は全国紙・地方紙等を分けずに聞いているため、単純比較はできないものの、「新聞」が高くなっている。

(6) キャラクター「ドクトルQ」の評価(そう思う+ややそう思う)について

(報告書:P30、31 参照)

(そう思う+ややそう思う)の回答が高かった項目は、「好感が持てる」71.1%、「医薬品副作用被害救済制度のキャラクターとしてふさわしい」65.8%の順であった。

平成23年度(n=3,090)	全体	男性	女性
・「好感が持てる」	71.1%	62.7%	79.4%
・「医薬品副作用被害救済制度の キャラクターとしてふさわしい」	65.8%	56.2%	75.4%
・「分かりやすい」	61.4%	53.2%	69.5%
・「信頼感がある」	56.8%	47.7%	65.9%

女性の評価が高い。

平成24年3月13日

「平成23年度医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」結果の概要  
《医療関係者》

1. 調査の目的

医薬品副作用被害救済制度の認知度の状況を把握するとともに、より効果的な広報のあり方を検討することを目的として、医療関係者を対象とした医薬品副作用被害救済制度に係る認知度調査を実施した。

2. 調査概要

(1) 調査方法 インターネット調査

(2) 調査対象

医療関係者(全国の20歳以上の男女の医師、薬剤師、看護師、歯科医師)

(3) 調査客体数(全体:3,412人)

- ①医師 1,031人(病院勤務 518人 診療所勤務 513人)
- ②薬剤師 1,027人(病院・診療所勤務 512人 薬局勤務 515人)
- ③看護師 1,030人(病院勤務 515人 診療所勤務 515人)
- ④歯科医師 324人

(4) 調査時期

平成23年11月22日(火)～11月29日(火)

(5) 調査項目

- ①医薬品副作用被害救済制度の認知率
- ②制度の内容理解度
- ③制度の認知経路
- ④制度の関与度
- ⑤制度利用の勧奨率 など

3. 調査結果の概要

医療関係者の認知度調査は、平成21、22年度に続いて今回は3回目の調査である。調査の項目については概ね平成22年度と同じである。

(1) 医療関係者の認知率(知っている+名前は聞いたことがある)について  
(報告書P11、12、13)

医薬品副作用被害救済制度を「知っている」と回答した人は、50.2%であった。  
なお、「名前は聞いたことがある」と回答した人は、32.5%であった。

平成23年度「医薬品副作用被害救済制度」(n=3,412)

「知っている」(50.2%) 「名前は聞いたことがある」(32.5%) 合計82.7%

(職種別)

・医師	「知っている」(47.0%)	「名前は聞いたことがある」(42.4%)	合計89.4%
・薬剤師	「(84.3%)	「(14.1%)	合計98.4%
・看護師	「(20.7%)	「(39.4%)	合計60.1%
・歯科医師	「(46.3%)	「(37.3%)	合計83.6%

<参考>

平成22年度「医薬品副作用被害救済制度」(n=3,377)

「知っている」(53.1%) 「名前は聞いたことがある」(27.9%) 合計80.9%

(職種別)

・医師	「知っている」(50.2%)	「名前は聞いたことがある」(39.0%)	合計89.2%
・薬剤師	「(89.3%)	「(9.8%)	合計99.1%
・看護師	「(21.1%)	「(32.4%)	合計53.5%
・歯科医師	「(46.5%)	「(36.2%)	合計82.7%

認知率(知っている+名前は聞いたことがある)は、昨年度と比較すると横ばい。

(2)制度内容の理解度について(制度認知者ベース)(報告書:P19参照)

「公的な制度である」の項目について「知っている」と回答した人が86.1%。また、「副作用による健康被害について救済給付を行う」の項目について「知っている」と回答した人が82.5%であった。

	平成23年度(n=2,823)	平成22年度(n=2,733)
「公的な制度である」	86.1%	(84.4%)
「副作用による健康被害について救済給付を行う」	82.5%	(82.0%)

内容理解度は昨年度との差はあまり見られない。

(3)制度の認知経路について(制度認知者ベース)(報告書:P26参照)

どのようにして(何から)知ったか、名前を聞いたかについて「医療関係専門誌」33.9%、「人から聞いた/教えてもらった」45.8%、「パンフレット・リーフレット」13.1%、「テレビ放送」12.6%、「勤務先での説明」12.2%、「副作用報告制度の報告用紙」1.9%との回答が多かった。



	平成23年度(n=2,823)	平成22年度(n=2,733)
「医療関係専門誌」	33.9%	(38.9%)
「人から聞いた／教えてもらった」	15.8%	(15.3%)
「パンフレット・リーフレット」	13.1%	(14.7%)
「テレビ放送」	12.6%	(13.3%)
「勤務先での説明」	12.2%	(12.0%)
「副作用報告制度の報告用紙」	11.9%	(17.5%)

認知経路は、「医療関係専門誌」が3割強で突出している。

(4) 制度の関与度(関わったことがある)について(制度認知者ベース)(報告書:P29 参照)  
「かかわったことがある」と回答した人は7.7%であった。

	平成23年度(n=2,823)	平成22年度(n=2,733)
全体	7.7%	(10.1%)
(職種別)		
・医師	10.6%	(11.0%)
・薬剤師	8.7%	(14.7%)
・看護師	3.2%	(3.1%)
・歯科医師	3.7%	(3.8%)

関与度は、昨年度をやや下回る。

(5) 制度利用の勧奨率について

① 制度の利用を患者に勧めたいかについて(報告書:P34 参照)

「勧めたい」73.5%、「勧めたくない」1.8%、「どちらともいえない」24.7%との回答であった。

	<勧めたい>	<勧めたくない>	<どちらともいえない>
平成23年度(n=3,412)	73.5%	1.8%	24.7%
(職種別)			
・医師	73.3%	2.1%	24.5%
・薬剤師	74.9%	1.7%	23.5%
・看護師	69.8%	1.7%	28.5%
・歯科医師	81.8%	1.2%	17.0%

<参 考>

	<勧めたい>	<勧めたくない>	<どちらともいえない>
平成22年度(n=3,377)	73.8%	1.3%	24.9%
(職種別)			
・医師	78.1%	1.4%	20.6%
・薬剤師	78.1%	0.7%	21.2%
・看護師	62.9%	2.1%	35.0%
・歯科医師	80.5%	0.9%	18.6%

制度利用の勧奨率については昨年度との差はあまり見られない。

② ①のうち、制度の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した理由について(報告書:P35 参照)

「制度をよく理解していないから」54.5%、「必要書類が複雑・面倒(そう)だから」33.3%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」24.9%の順であった。

	「自分自身が制度をよく理解していないから」		「必要書類が複雑・面倒(そう)だから」		「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」		「支給決定までに時間がかかるから(かかりそうだから)」	
	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度
全 体 (n=903)	54.5%	58.4%	33.3%	32.1%	24.9%	23.6%	20.7%	17.2%
(職種別)								
医 師	43.3%	50.9%	44.4%	43.8%	32.7%	29.0%	21.8%	18.8%
薬 剤 師	48.8%	49.8%	34.5%	36.0%	24.8%	26.7%	22.5%	20.9%
看 護 師	69.1%	69.3%	21.5%	21.3%	17.7%	16.8%	17.4%	12.8%
歯 科 医 師	54.2%	50.0%	39.0%	40.3%	27.1%	33.9%	25.4%	24.2%

上位項目に昨年度との差はあまり見られないものの、「自分自身が制度をよく理解していないから」については、全体で約4%減少した。